



**第 61 号**

発行所  
相馬市中村字桜ヶ丘54-1  
(公社) 相双法人会  
発行人  
只 野 裕 一  
編集  
広報委員会  
発行日  
令和2年7月30日

## 相双地区の復興のあゆみ



**双葉町:JR双葉駅**

3月14日。震災から約9年が経ち、JR常磐線が全線開通となり、徐々に震災前の町に戻りつつある。



**浪江町:道の駅なみえ**

2020年8月に浪江町にて開業予定の道の駅なみえ。様々な商業施設等が入る予定となっている。



# 総会

今年度の総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、一般会員は委任状による参加を募り、会場には只野裕一会長、正副会長、監事の少人数での開催となった。総会が開始され、只野会長から出席した副会長、監事に対し、「支援とご協力に対し感謝の意を述べた。」

只野会長を議長とし、議事に入った。

議事では、令和元年度事業報告、令和二年度事業計画・予算は理事会承認事項について報告した。また、令和元年度決算が決議事項として満場一致で可決された。令和元年度の事業活動の重点施策として、これまでと同様に、税務行政への協力・健全な納税団体として公益性と社会貢献度を高めること、遠方へ避難している会員法人・一般人・住民達への復興支援に関わる事業活動を積極的に行い、情報提供や親睦交流を図る事業を実施する。

また、新型コロナウイルスに対する施策や、各種助成金などに関する情報についても、新しい情報が入り次第会員へ迅速に情報提供を行うっていく。



## 上部組織表彰

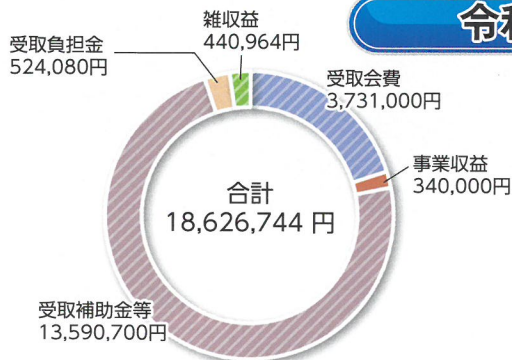
### 令和二年度表彰者

(敬称略)

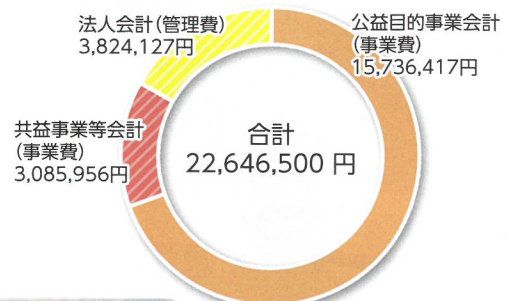
- 公益財団法人 全国法人会総連合功労者表彰  
菅野 行雄  
梨本 正

- 東北六県法人会連合会表彰  
松本 伸一  
立谷 惣一

## 令和元年度決算

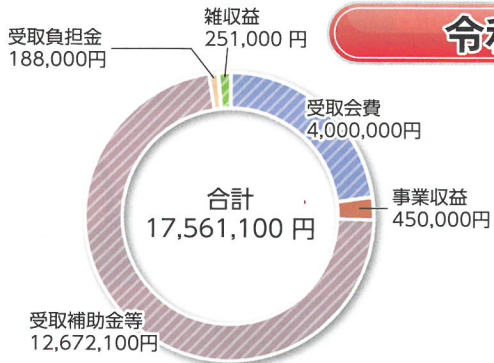


### 収益の部

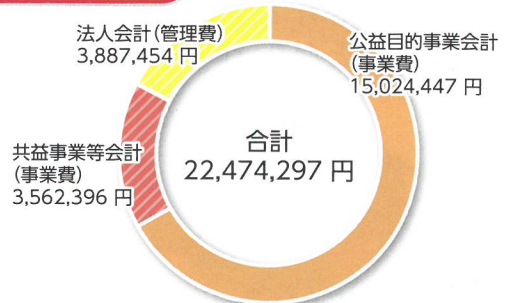


### 費用の部

## 令和2年度予算



### 収益の部



### 費用の部

詳細については、ホームページをご覧ください。

法人会のホームページよりご覧いただけます

インターネットでセミナー視聴 **《無料》**

# インターネット・セミナー



ログインID・パスワードは島田法人会事務局にお問い合わせください

相双法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

会員ID: 1976      パスワード: 5754



着任のご挨拶



相馬税務署長 齊藤 克巳

この度、相馬税務署長を拝命いたしました齊藤でございます。着任に当たり、一言御挨拶申し上げます。

公益社団法人相双法人会並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして深い御理解と多大な御協力を賜っており心から御礼申し上げます。

会員の皆様の中には被災され、未だ避難生活を余儀なくされている方もおられ、大変な御労苦、御心痛がありますことをお察しし、心からお見舞い申し上げます。

国税当局では、東日本大震災への対応にこれまでも総力を挙げて取り組んでまいりました。今般の令和元年東日本台風により被害を受けた納税者への対応につきましても、その置かれた状況や心情に十分配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症への必要な対策を徹底し、関係団体の皆様や地方団体と連携を図りながら、親切かつ丁寧

に対応していくこととしております。

また、納税者の利便性の向上と税務行政の効率化のため取り組んでまいりましたe-Taxの普及・定着につきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から求められる「新しい生活様式」と方向性が合致することから、更なる周知・広報に取り組みしていきたいと考えております。

相双法人会におかれましては、移動租税教室や税の絵はがきコンクールの開催など次代を担う子供たちへの租税教育をはじめ、野馬追の里健康マラソンなど地域住民が参加される行事での様々な税の啓発活動に積極的に取り組まれていると伺っており、深く敬意を表する次第であります。

どうか今後とも税務行政のよきパートナーとして、より一層の御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

終わりになりますが、相双法人会の益々の御発展並びに会員の皆様の御繁栄を祈念しまして、着任の挨拶とさせていただきます。

相馬税務署幹部職員異動(令和2年7月10日発令)

Table with 6 columns: Department, Position, Name, Previous Post, Name, and Issuance Item. It lists personnel changes for various tax office positions.

Advertisement for e-Tax. Features a yellow dog mascot, text about the benefits of e-Tax (direct payment, speed), and the JA logo. Includes a search bar at the bottom right.



# 税に関する絵はがきコンクール入賞作品



公益社団法人相双法人会 会長賞  
 福島県法人会連合会 銅賞  
 南相馬市立原町第三小学校 天野 紗希さん



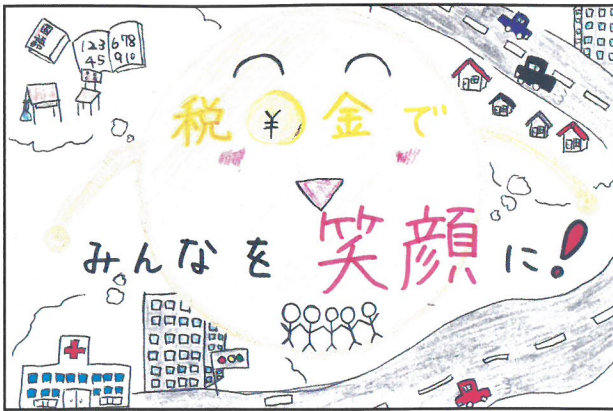
公益社団法人相双法人会 女性部会長賞  
 福島県法人会連合会 銀賞  
 福島県法人会連合会女連協 会長賞  
 南相馬市立上真野小学校 佐藤 美友さん



公益社団法人相双法人会 税務署長賞  
 南相馬市立鹿島小学校 多田 清香さん



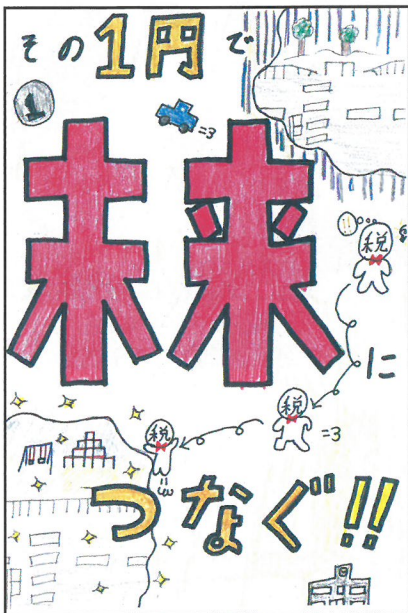
税に関する絵はがきコンクール入賞作品



公益社団法人相双法人会 入賞  
相馬市立大野小学校 渡邊 希空さん



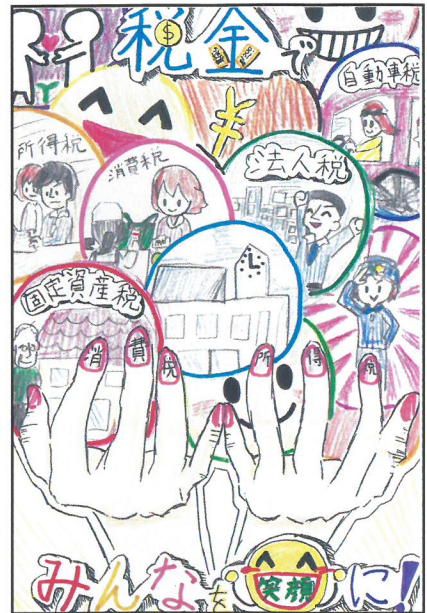
公益社団法人相双法人会 入賞  
南相馬市立原町第三小学校 佐々木 梨乃さん



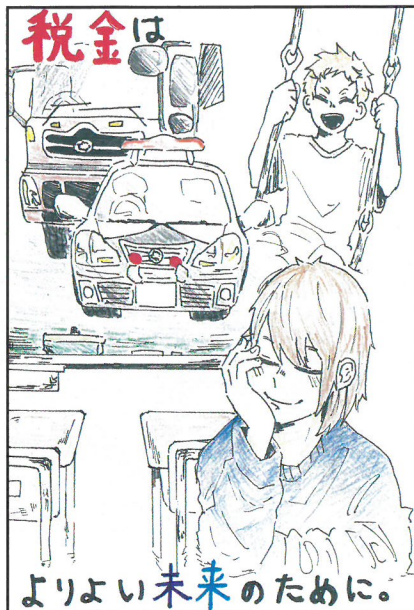
公益社団法人相双法人会 入賞  
新地町立福田小学校  
細山 実乃里さん



公益社団法人相双法人会 入賞  
南相馬市立原町第三小学校  
佐藤 詩芭さん



公益社団法人相双法人会 入賞  
南相馬市立八沢小学校  
今野 李緒菜さん



公益社団法人相双法人会 入賞  
相馬市立飯豊小学校  
坂本 葵彩さん



公益社団法人相双法人会 入賞  
相馬市立磯部小学校  
寺島 楓恋さん



税の絵はがきコンクール



審査会の様子

女性部会(番場部会長)の税に関する絵はがきコンクールの審査会を、二月三日ホテルふたばや(相馬市)にて開催した。

審査会には、只野会長、番場女性部会長はじめ四名の女性部会役員、専門職として北村善広相馬税務署長を審査員として招き行った。

今年度の応募数は、二十校から五百七十八点。審査の結果七十九点を入賞作品に選び、うち十点を福島県連審査会に推薦した。

相双法人会会長賞には、天野紗希さん(南相馬市立原町第三小学校六年)。女性部会長賞には佐藤美友さん(南相馬市立上真野小学校六年)。税務署長賞に多田清香さん(南相馬市鹿島小学校六年)が選ばれた。

三月二日、会長賞・女性部会長賞・税務署長賞を受賞した児童のもとへ赴き番場女性部会長、税務署長と共に表彰伝達式を行った。



鹿島小学校にて  
税務署長賞 多田 清香さん



上真野小学校にて  
女性部会長賞 佐藤 美友さん



原町第三小学校にて  
会長賞 天野 紗希さん



1月21日  
南相馬市立原町第二小学校



1月16日  
相馬市立中村第一小学校

租税教室  
昨年末に続き、相双管内の各小学校にて租税教室を開催した。  
一月に入ると各小学校の社会科の時間で税金の分野を習っているため、講師からの質問にも積極的に答えていた。また、一億円のレプリカを持つことによって普段自分たちの生活の中でどれほど大きな金額の税金が使われているかを体験した。  
今年度の租税教室では、全十三校・四百三十一名の児童が税の大切さについて学んだ。



1月28日  
南相馬市立石神第二小学校



1月23日  
相馬市立八幡小学校



1月22日  
南相馬市立大甕小学校



### 青年部会税務研修会 ラファイーンヌ(原町区)

一月三十日、原町区ラファイーンヌにて令和元年度青年部会税務研修会を開催した。

当日は、相馬税務署から下山法人課 税統括官を招き、軽減税率制度に係る区分経理についてご講話を頂いた。また、令和五年十月から始まるインボイス制度についても概要を指導頂いた。

続いて、大同生命保険相双営業所 森所長より、全国青年の集いでもテーマとして取り上げられた「健康経営」についてご講話頂いた。健康経営を意識することにより、企業にとっての財産である「人材」を第一に考え、ストレスフリーな環境の提供や、従業員の健康状態を守ることによって医療費の削減などがあげられる。講話では各企業がすぐにも取組みが出来ることなどの内容の紹介を頂いた。

研修会後には、親睦交流会を開催し、避難先での事業をしている方との交流を図った。



### 青年部・女性部共催事業 国道六号線除草清掃作業 並びに植樹活動



十二月十四日社会貢献事業の一環としてNPO法人ハッピーロードネット、青年部・女性部共催で相馬市国道六号線バイパス沿いの除草、清掃活動を実施した。

当日は、相馬市光陽地区周辺の清掃活動と、除草作業を行った。国道六号線バイパスは交通量が多いため、ペットボトルやビニール袋のごみなどが目立った。一通り清掃作業終了後に、除草作業を開始した。

除草作業では、道路沿い



に草木が生い茂っている状態だったため、徐々に草木を刈っていった。

二月十五日、十二月に行われた除草作業の続きで、初めに除草作業を行った後に、桜の植樹活動をした。

会場には、主催のハッピーロードネット始め、相馬高校生徒、県外からフジテレビ、ダイノスセシルなど総勢百二十名が参加した。

活動の中で、県外からも応援してくれる方や、高校生の若いパワーを感じ、数年後には国道六号線沿いに春の訪れを知らせる桜が満開になることを願い、最後に集合写真を撮影し終了した。



### 新春講演会(ラファイーンヌ) 「私とオリンピック」松下賢次

三月六日、南相馬市ラファイーンヌにて新春講演会を開催した。

講師には、フリーアナウンサーの松下賢次氏を招き、今年日本で開催を予定しているオリンピックについてご講演頂いた。

当日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、普段よりも人との間隔を空けたり、会場入り口での消毒などを行ったうえで開催となった。

講演では、オリンピックのテレビ中継の歴史や、過去に松下氏が担当した、バルセロナオリンピックで開会式を担当した現地での出来事、アトランタオリンピックのマイアミの奇跡を実況したことについてお話を頂いた。

また、過去にオリンピックで行われていた競技なども、松下氏らしいユーモアを挟みながら語っていただいた。残念ながら今年のオリンピックは延期になってしまったが、必ず来年には日本文化の素晴らしさを世界に再度発信していきたい。





# 新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

## 1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

### 特例の概要

- ▷ 令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。
  - ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
  - ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷ **担保は不要。**
- ▷ **延滞税は免除。**

### 【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

## 2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

### 【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

## 3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

### 新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備  
 （対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

### 【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

## 4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

### 適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合  
 （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。  
 ▷ 法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月  
 ▷ 個人：課税期間の翌年の3月末  
 （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません。**



【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。

（※）令和2年2月～10月までの任意の3カ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 <b>事業用家屋と構築物</b> を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 <b>中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの</b> ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、印紙税が非課税となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されず。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) <b>住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置（入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日）</b> ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) <b>既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件（取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内）</b> ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税法の施行の日（令和2年4月30日）から2カ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。







## (税務署からのお知らせ)

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた 令和2年分の年末調整説明会の中止について

各税務署におきましては、従来から、年末調整事務の一般的な説明、税制改正事項や誤りやすい事例などの留意事項を源泉徴収義務者の皆様に説明するため、毎年11月～12月上旬にかけて、年末調整説明会を開催しているところです。

しかしながら、今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を踏まえますと、外部会場を使用して大規模に実施する年末調整説明会については、ソーシャルディスタンスを完全に確保することが困難であるなど、参加される源泉徴収義務者の皆様の安全を確実に担保することが難しいとの認識の下、説明会の開催を中止することとしました。説明会の開催を中止することにつきまして、何卒御理解を賜りますようお願いいたします。

なお、説明会は中止いたしますが、源泉徴収義務者の皆様が年末調整事務を適切に実施できるよう、次の措置を講じることとしております。

1. 年末調整説明に関する映像資料の充実
2. 年末調整関係書類への留意すべき事項など記載したチラシの同封

## ＼消費税の軽減税率制度／



消費税確定申告書を作成するためには、  
「区分経理」が必要です。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、消費税確定申告書を作成するためには…



売上げや仕入れ(経費)を税率ごとに区分して  
帳簿に記載する「区分経理」を行う必要があります。

軽減税率制度に関するお問合せ先

● 軽減コールセンター〈消費税軽減税率電話相談センター〉

☎ フリーダイヤル/ 0120-205-553

🕒 受付時間/ 9:00～17:00(土日祝除く)

国税庁ホームページ

右のコードから特設サイトへ

軽減税率 国税庁 検索








## マイナンバーカードの取得促進及び アンケート調査への御協力をお願い

### 1 マイナンバーカードの取得促進に向けた説明資料の周知

マイナンバーカードのメリット等を紹介する説明動画や説明資料のリンク先を国税庁ホームページに掲載しておりますので、リンク先の説明動画や説明資料を御覧の上、マイナンバーカードの取得を御検討願います。

#### 【国税庁ホームページ】

「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」>「国税の番号制度に関する情報」>  
「その他関係府省庁作成資料(外部サイトへのリンク)」

URL	QRコード
<a href="https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm">https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm</a>	

### 2 アンケート調査への協力依頼

本アンケートは、マイナンバーカードの取得促進に向けて実施するものであり、御所属の企業や団体等に関する質問に可能な範囲で任意で御回答をお願いしております。


なお、アンケート調査結果につきましては、取りまとめて公表する場合がございますが、個別の回答を公表することはありません。

#### 【アンケート内容】

5分程で回答(8個の質問に対し、選択肢で回答)できる簡単な内容です。

#### 【アンケートの回答方法】

スマートフォンやパソコンを使って、下記URL又はQRコードからアンケートサイトにアクセスし、令和2年9月18日(金)までに御回答ください。

URL	QRコード
<a href="https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01">https://www12.webcas.net/form/pub/mynumbercard/01</a>	



法人会会員のみなさまに

法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

# keep moving forward

数多の人を繋いだ道。  
これからも前進を。

法人会の「経営者大型総合保障制度」は1971年に創設されました。  
想いをつないで50年。これまでも、これからも企業の繁栄を  
サポートしつづける経営者大型総合保障制度です。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

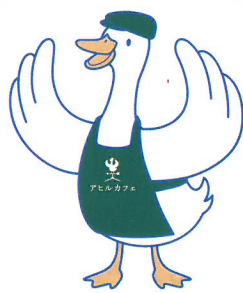
郡山支社 相双営業所/  
福島県相馬市原町区旭町4-81-17(あいあいこッセイ同知源保町ビル3F)  
TEL 0244-24-2646

**AIG** AIG損害保険株式会社

仙台支店/  
宮城県仙台市青葉区一番町1-8-3(富士火災仙台ビル4F)  
TEL 022-221-2532

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんをきむ  
病気や  
ケガの  
備えに

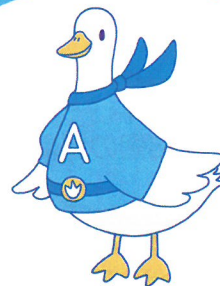


ライフステージの変化に

ちゃんと応える  
医療保険**EVER**

心配な  
「がん」の  
備えに

**NEW**



**NEW/**

アフラックの  
生きるためのがん保険  
**ALL-in**

「生きるためのがん保険Days1 ALL-in」は、がんに関する治療費に加え、治療関連費も幅広くまとめて保障する保険です(所定の支払事由に該当する必要があります)。  
◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

**Aflac** アフラック

郡山支社 〒963-8005 福島県郡山市清水台2-13-23 郡山第一ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数

令和元年版 インシュアランス生命保険統計号

**法人会がん保険制度  
法人会医療保険制度**